○上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

令和７年３月３１日規則第１号

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号。以下「条例」という。）の規定による旅費の種目及び内容に係る細則その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号。以下「旅費条例」という。）において使用する用語の例による。

（条例第６条の規定において準用する旅費条例の適用に関する読替え）

第３条　条例第８条第２項の規定による旅費条例の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

旅費条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条第２項各号列記以外の部分	職員	管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）
第３条第２項第１号	退職、免職、失職又は休職	退職、解職又は失職
	当該職員	管理者等
第３条第２項第２号	当該職員	管理者等
第３条第３項	職員	管理者等
	又はこれらに準ずる事由により	若しくはこれらに準ずる事由により、又は地方自治

		法（昭和２２年法律第６７号）第８３条、第８７条第１項若しくは第１６４条第２項の規定により
第３条第６項	第１項、第２項及び前２項	第２項
	次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合	死亡した場合
第３条第７項	第１項、第２項、第４項及び第５項	第２項
第３条第８項	第１項、第２項及び第４項から第６項まで	第２項及び第６項
第６条	第８条から第２０条まで	第８条から第１７条まで、第１９条及び第２０条
第７条第４項	給与	報酬
第１７条	職員	管理者等
第１９条第２項	旅行命令権者	管理者
第２４条第１項	この条例又はこれに基づく規則	上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上

		尾伊奈資源循環組合条例第１６号）又は同条例に基づく規則
第２４条第２項	この条例又はこれに基づく規則	上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例又は同条例に基づく規則
	給与	報酬
第２４条第３項	給与	報酬

（準用旅費条例第３条に規定する規則で定める場合等）

第４条　上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例施行規則（令和７年上尾伊奈資源循環組合規則第２号。以下「旅費規則」という。）第６条第１項の規定は、条例第８条第２項において準用する旅費条例（以下「準用旅費条例」という。）第３条第６項に規定する規則で定める場合について準用する。この場合において、旅費規則第６条第１項中「条例」とあるのは「準用旅費条例」と、「第２項及び第５項」とあるのは「第２項」と読み替えるものとする。

２　旅費規則第６条第２項の規定は、準用旅費条例第３条第６項に規定する規則で定めるものについて準用する。この場合において、旅費規則第６条第２項中「条例」とあるのは「準用旅費条例」と、同項第３号中「旅行命令等の変更等」とあるのは「旅費の支給を受けることができる者の死亡等」と、「旅行命令権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

３　旅費規則第６条第３項の規定は、準用旅費条例第３条第７項に規定する規則で定める事情について準用する。

４　旅費規則第６条第４項の規定は、準用旅費条例第３条第７項に規定する規則で定める金額について準用する。

（鉄道賃の細則）

第５条　旅費規則第９条第１項の規定は、準用旅費条例第９条に規定する規

則で定めるものについて準用する。

２　旅費規則第９条第２項の規定は、準用旅費条例第９条第１号に掲げる運賃の額の上限について準用する。

（船賃の細則）

第６条　旅費規則第１０条第１項の規定は、準用旅費条例第１０条に規定する規則で定めるものについて準用する。

２　旅費規則第１０条第２項の規定は、準用旅費条例第１０条第１号に掲げる運賃の額の上限について準用する。

（航空賃の細則）

第７条　旅費規則第１１条第１項の規定は、準用旅費条例第１１条に規定する規則で定めるものについて準用する。

２　旅費規則第１１条第２項の規定は、準用旅費条例第１１条第１号に掲げる運賃の額の上限について準用する。

（準用旅費条例第１２条に規定する規則で定める額等）

第８条　旅費規則第１２条第１項及び別表第１の規定は、準用旅費条例第１２条に規定する規則で定める額について準用する。

２　旅費規則第１２条第２項の規定は、準用旅費条例第１２条第３号に規定する規則で定めるものについて準用する。

（準用旅費条例第１３条に規定する規則で定める額等）

第９条　準用旅費条例第１３条に規定する規則で定める額は、別表第１のとおりとする。

２　旅費規則第１３条第２項の規定は、準用旅費条例第１３条に規定する規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「旅行命令権者」とあるのは「管理者」と、同項第２号中「旅行命令等を発した時」とあるのは「旅行に出発した時」と読み替えるものとする。

（宿泊手当の定額等）

第１０条　準用旅費条例第１５条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、別表第２のとおりとする。

２　宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1)　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項に定める定額の３分の２の額

(2)　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項に定める定額の３分の１の額

３　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前２項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第２のとおりとする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費に相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の３分の１の額とする。

４　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前３項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（渡航雑費の細則）

第１１条　旅費規則第１５条の規定は、準用旅費条例第１６条に規定する規則で定める費用について準用する。

（死亡手当の定額）

第１２条　旅費規則第１６条の規定は、準用旅費条例第１７条に規定する規則で定める定額について準用する。

（退職者等の旅費の細則）

第１３条　旅費規則第１７条の規定は、準用旅費条例第１９条第１項に規定する規則で定めるものについて準用する。

（遺族等の旅費の細則）

第１４条　旅費規則第１８条第１項の規定は、準用旅費条例第２０条に規定する規則で定めるものについて準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは、「管理者等」と読み替えるものとする。

２　旅費規則第１８条第２項の規定は、遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位について準用する。

（旅費の調整）

第１５条　準用旅費条例第２２条第２項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　災害等に起因する業務を行う場合において、最も経済的な通常の経路

又は方法により旅行し難い場合として管理者が認める場合

(2)　旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、第９条に定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）

第１６条　旅費規則第２１条、第２２条及び別表第４（１２の項を除く。）から別表第６までの規定は、準用旅費条例第７条の規定による旅費の請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旅費規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２１条第１項から第３項まで	条例	準用旅費条例
第２１条第５項及び第６項	旅行命令権者	管理者
第２２条第１項	条例	準用旅費条例
	旅行命令権者	管理者
第２２条第２項	条例	準用旅費条例
別表第４の１の項から４の項まで	条例	準用旅費条例
別表第４の５の項	第１３条第２項各号	上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（令和７年上尾伊奈資源循環組合第１号。以下「管理者等報酬規則」という。）第９条第２項において準用する第１３条第２項各号
別表第４の１０の項	旅行命令等の変更、条例第３条第１項、第２項、第４	準用旅費条例第３条第２項

	項及び第５項	
	第６条第１項	管理者等報酬規則第４条第１項において準用する第６条第１項
別表第４の１１の項	第６条第３項	管理者等報酬規則第４条第３項において準用する第６条第３項
別表第５の１の項	所属又は所属団体、職名又は役職	役職
別表第５の２の項	当該職員	管理者等
	所属、職名	役職
別表第５の３の項	職員	管理者等
	所属、職名	役職
別表第５の４の項	所属又は所属団体、職名又は役職	役職
別表第６の１の項から３の項まで	条例	準用旅費条例

（勤務場所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第１７条　旅費規則第２５条から第２７条までの規定は、条例又はこの規則により支給する旅費の支給について準用する。この場合において、第２５条第１項中「勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所又は第４条各号に掲げる場所。次項において同じ。）」とあるのは、「勤務場所」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年上尾伊奈資源循環組合条例第２号。次項において「改正条例」という。）の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。

（経過措置）

２　この規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

３　第１５条から第１７条までの規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

４　第４条第２項及び第４項の規定は、準用旅費条例第３条第６項及び第７項に規定する者が同条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正条例第２条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例第８条においてその例によることとされる改正条例第１条の規定による改正前の旅費条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表第１（第９条関係）

１　本邦

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	１８，０００円
青森県	１５，０００円
岩手県	１３，０００円
宮城県	１４，０００円
秋田県	１５，０００円
山形県	１４，０００円
福島県	１１，０００円
茨城県	１５，０００円
栃木県	１４，０００円
群馬県	１４，０００円
埼玉県	２７，０００円
千葉県	２４，０００円

東京都	２７，０００円
神奈川県	２２，０００円
新潟県	２２，０００円
富山県	１５，０００円
石川県	１３，０００円
福井県	１４，０００円
山梨県	１７，０００円
長野県	１５，０００円
岐阜県	１８，０００円
静岡県	１３，０００円
愛知県	１５，０００円
三重県	１３，０００円
滋賀県	１５，０００円
京都府	２７，０００円
大阪府	１８，０００円
兵庫県	１７，０００円
奈良県	１５，０００円
和歌山県	１５，０００円
鳥取県	１１，０００円
島根県	１３，０００円
岡山県	１４，０００円
広島県	１８，０００円
山口県	１１，０００円
徳島県	１４，０００円
香川県	２１，０００円
愛媛県	１４，０００円
高知県	１５，０００円
福岡県	２５，０００円
佐賀県	１５，０００円
長崎県	１５，０００円

熊本県	２０，０００円
大分県	１５，０００円
宮崎県	１７，０００円
鹿児島県	１７，０００円
沖縄県	１５，０００円

２　外国

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
全ての地域	６５，０００円以内で、管理者が定める額

別表第２（第１０条関係）

区分	宿泊手当（１夜につき）
本邦	２，４００円
外国	５，４００円以内で、管理者が定める額